

(R5. 5. 19)

島根県土木総務課建設産業対策室 高橋・奥村
TEL:0852-22-6429 FAX:0852-22-5782

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
(株) フソウ 大臣 第3781号	角 尚宣	香川県高松市郷東町7 92 - 8	令和5年5月20日から 令和5年6月19日まで (1ヵ月)

2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する建設工事等について、指名停止とする。

3. 事実概要

(株) フソウの使用人らは、平成30年8月6日に行われた埼玉県三郷市発注の配水場機械設備更新等工事の一般競争入札において、同市水道部の主幹兼係長から、秘密事項である予定価格に近い金額を事前に入札して落札し、その謝礼として、飲食やゴルフ等、7回にわたる約11万円相当の接待を行った。

なお、公訴時効(3年)が成立している。

4. 指名停止措置理由等

(株) フソウの使用人らが贈賄を行ったとの報道がなされており、公訴時効(3年)が成立していることから逮捕は行われていないが、贈賄を行った事実が明確なことから、「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」別表第2第9号に該当する。

なお、指名停止措置の期間は1ヵ月とする。

〈指名停止措置要綱 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内